

# 兵庫県公報

平成21年5月28日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第30号）

くらしの安心の確保、子育て及び健康への支援、地域産業の再生等の事業の資金に充てるため、次に掲げる基金を設置することとした。

- 1 地域医療再生・医療施設耐震化支援基金
- 2 介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金
- 3 社会福祉施設等防災整備基金
- 4 自殺対策強化基金
- 5 森林林業緊急整備基金
- 6 高等学校授業料減免等事業基金

## 条 例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第30号

#### 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支援等」を「支援、地域産業の再生等」に改める。

別表に次のように加える。

地域医療再生・医療施設耐震化支援基金	地域における救急医療の体制を整備し、地域の医療を支える医師を確保する等地域医療の再生を図るための事業及び医療施設の耐震化を支援するための事業
介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金	事業者による介護職員の処遇改善の取組及び介護施設等の整備等を支援するための事業
社会福祉施設等防災整備基金	社会福祉施設等（介護施設等を除く。以下同じ。）におけるスプリンクラーの設置及び耐震化を支援することにより、社会福祉施設等の防災対策を推進するための事業
自殺対策強化基金	相談支援体制の強化、普及啓発その他の自殺を未然に防止するための事業

森林林業緊急整備基金	森林の整備及び森林資源を活用した林業の再生を地域で一体的に進める総合的な取組を行う事業
高等学校授業料減免等事業基金	経済的事情により修学が困難な高等学校等の生徒に対して、授業料の減免又は奨学資金の貸与を行う事業

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(環境保全基金条例の一部改正)
- 2 環境保全基金条例（平成2年兵庫県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「ものとする」を「ことができる」に改める。  
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。  
(処分の特例)
- 2 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第30号）の施行の日から平成24年3月31日までの間においては、基金は、第4条第1項各号に規定する事業のほか、地域の活性化に資する環境の保全に関する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。
- 3 前項の地域の活性化に資する環境の保全に関する事業の財源に充てる額は、同項に規定する期間内に積み立てられる額（同期間前に積み立てられた基金から生ずる収入額を除く。）の範囲内とする。